

第三者委員会調査報告書を読む

国策会社の失敗ー（株）ジャパンディスプレイ

公認会計士・税理士

霞 晴久

第三者委員会報告書(令和2年4月13日公表)

「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」—株式会社ジャパンディスプレイ

(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6740/tdnet/1816027/00.pdf>)

1. 事案の概要

元経理・管理統括部長 A 氏から、経営陣の指示により過年度の決算について不適切な会計処理を行っていた旨の通知を受けた経営再建中の(株)ジャパンディスプレイ(以下「JDI」という。)は、令和元(2019)年12月2日、執行役員1名、弁護士1名及び公認会計士1名から構成される特別調査委員会を立ち上げ、A氏の主張する不適切な会計処理の調査を開始したが、その後、「調査の過程において、本件不正疑義について具体的な疑義が存在することが判明¹」したとして、同月24日、他の弁護士2名及び上記同一の公認会計士から成る第三者委員会(以下「当委員会」という。)を新たに設置、同委員会による約3か月に及ぶ調査の後開示されたのが、本稿で取り上げる第三者委員会報告書(以下「JDI 報告書」という。)である。なお、新聞報道によれば、件のA氏は、会社の資金(総額5億7,800万円)を着服したとして、前年の平成30(2018)年12月に懲戒解雇されており、令和元年8月に業務上横領容疑で警視庁に刑事告訴されていた。その後、令和元年11月に上記の「不適切会計処理の通知」を行ったわけであるが、A氏は12月1日、都内で死亡していた(自殺とみられるとの報道)ことが確認されている。

¹ JDI 報告書 10 頁の表現そのままであるが、深読みすれば、「特別調査委員会は、不正疑義について具体的な疑義が存在するとは想定していなかったが、(疑義が出てきたので、あわてて) 当委員会を立ち上げることにした」ともいえるのではないか。なお、公認会計士である委員は両方の委員会のメンバーである点、また同公認会計士が所属する監査法人が、JDI 前身の会社の1つの会計監査人であってことから、同公認会計士の独立性の問題について根強い批判がある(例えば、後述する第三者委員会報告書格付け委員会第23回格付け結果の9頁)。

2. 調査の概要

(1) 当委員会の体制

同一弁護士法人に所属する弁護士 2 名を委員（うち 1 名が委員長）、同弁護士法人に所属する弁護士 10 名を補助者とし、また大手監査法人に所属する公認会計士 1 名を委員とし、同監査法人所属の公認会計士 5 名他、デジタル・フォレンジック担当スタッフ総勢 155 名の体制で調査が実施された。

(2) JDI 報告書の概要

JDI 報告書は全 146 頁。そのうち、会計不正の解明に実に 70 頁を費やしているが、報告書が冗長の割にはその不正会計の手口は実に単純で、大きく、2019 年 3 月期までに修正処理等して通期での影響額が相殺されたもの、及び、同じく 2019 年 3 月期（正確には 2020 年 3 月期第 3 四半期まで）までに修正処理されていないと考えられる 2 つに分類することができる。前者には①仕掛品の過大計上、②在庫評価減未計上、③製品保証費用未計上、④海外損失引当金未計上がある。後者には⑤消耗品費の資産計上、⑥費用の取消し、⑦買戻条件付販売、⑧減損損失未計上、⑨建設仮勘定過大計上がある。以上から、手口は単純だが多岐にわたっていることが分かる。

3. 第三者委員会報告書格付け委員会の評価

第三者委員会報告書格付け委員会は、問題を引き起こした上場会社等が開示する第三者委員会等調査報告書のうち、社会的価値や影響力が大きいと認められるものを対象に、専門家が「格付け」することで、調査に規律をもたらし、第三者委員会及びその報告書に対する社会的信用を高めることを目的として設立され、現在、9 名の委員から成り、適宜格付け評価を公表している。本稿で取り上げた JDI 報告書については、本年 5 月 12 日付で、評価結果を公表している (<http://www.rating-tpcr.net/result/>) が、過去 23 回の「格付け」の中でも最も低い評価（評価した 8 名中 7 名が最低の F 評価。残る 1 人も下から 2 番目の D 評価）となっている。

何故このような低い評価となったかについて、委員の 1 人である松永氏の個別評価の記載の冒頭が象徴的である。いわく、「報告書はとにかく読みづらい、わかりにくい、株式会社ジャパニディスプレイ（JDI）に何が起きたのか不明のまま、というのが印象である。それはなぜか？ 誰もがもっとも知りたい情報が、書かれていないからだろう。」と述べられており、筆者も JDI 報告書を読んで全く同様の感想を持った。

各委員の個別評価を見ていくと、各委員が一様に問題視している点がいくつか浮かび上がってくる。以下、それらを要約する。

- ① 不正会計の責任を一手に（死亡した）A 氏に押し付け、歴代 CEO（特に C 氏）や CFO（特に J 氏）の不正への関与が明らかにされておらず、経営責任の追及もない。
- ② 国策会社²の特殊性に触れておらず、INCJ が JDI の経営に与えた影響及び INCJ から派遣された社外取締役 M 氏と不正会計の関係が明らかにされていない。
- ③ A 氏の横領についての発覚の経緯、同横領と不正会計の因果関係、その被害の弁済や回収については全く触れられていない。
- ④ 内部通報³が無視された経緯とその責任について通り一遍の記述しかない。意図的隠ぺいあるいは放置した可能性がある。
- ⑤ デジタル・フォレンジックに 150 名近く投入しながら、その活用がみられず、成果物の引用もほとんどない。

4. 不正会計の概要―監査法人の責任

JDI 報告書の 107 頁から 111 頁に判明した不正会計の項目ごとの事業年度別影響額が示されている。以下の表はそれらをまとめ、かつ事業年度ごと、項目ごとに集計したものである（JDI 報告書にはいわゆるタテ計ヨコ計がないので、全体的な影響が把握できず、不満が残る）。不正項目は JDI 報告書の記載の順序に従っており、便宜的に①から⑨を附番している。当然ながら、JDI 報告書で問題なしとした関係会社株式の減損等の問題、あるいは単なる利益表示区分の問題（「営業」か「営業外」か）は記載していない。以下の表のうち、下段の表は、JDI が過去に開示した有価証券報告書から親会社株主に帰属する連結当期純利益（損失）の当初開示額（修正前）と訂正額（修正後）を引用したものである。下段の表では、修正前と修正後の連結当期純利益（損失）の額から、各事業年度の修正額（B）を求めているが、これらは本来上段の表の不正会計の項目ごとの合計（A）と一致するはずである。

しかし、様々な理由から両者は乖離しており、その理由については JDI 報告書 106 頁に記載がある。後述するように、JDI の不正会計は計上時期の期ズレがほとんどなので、例えば、不正の対象が減価償却資産であると、不正による影響額の修正は当該資産の耐用年数を

² JDI は、平成 25（2013）年 4 月、産業革新機構（INCJ）の肝煎りにより日立・東芝・ソニーの中小型ディスプレイ事業を集約し設立された。

³ JDI 報告書によれば、平成 30（2018）年 5 月 17 日、当時 JDI 財務統括部財務部に所属していた元従業員が、当時の CEO・D 氏に直接メールを送り、不適切会計の存在について内部通報していた。

通して減価償却額を修正する必要があるが、上段の表はそのような影響は反映されていない。ただし、減価償却資産の毎年の修正の影響額はそれほど大きくならないはずであり、その意味で④と⑥が大きく乖離するとは考えにくい。現に 2014 年 3 月期、2015 年 3 月期及び 2018 年 3 月期はそれほど大きな差異はない。しかしながら、その他の事業年度は両者が大きく乖離しているので、JDI 報告書において、その理由の説明が必要であったと考える。

JDI 不正会計の損益に与える影響額

(単位：百万円)

項 目	2013/3	2014/3	2015 /3	2016/3	2017/3	2018/3	2019/3	2020/3	合計
①仕掛品の過大計上		3,085	(3,085)	4,481	5,532	(6,965)	(3,048)		0
②在庫評価減未計上		376	2,147	370	(2,893)	0			0
③消耗品費の資産計上		12	(13)	13	(14)	0	134	(72)	60
④費用取消し		1,319	(657)	(240)	388	0	38		848
⑤買戻条件付販売				109	1,503	38			1,650
⑥製品保証費用未計上					1,000	(1,000)			0
⑦海外損失引当未計上		1,090	(1,090)	584	(584)				0
⑧減損損失未計上					2,315				2,315
⑨建設仮勘定過大	1,039			112	1,893	972	1,209	163	5,388
合計④	1,039	5,882	(2,698)	5,429	9,140	(6,955)	(1,667)	91	10,261
連結当期純損益（修正前）	3,555	33,918	(12,270)	(31,840)	(31,664)	(247,231)	(109,433)		
粉飾嵩上率	29.2%	17.3%		14.6%	22.4%				
連結当期純損益（修正後）	3,555	28,726	(9,544)	(42,078)	(35,503)	(239,656)	(106,585)		
修正額⑥	0	5,192	(2,726)	10,238	3,839	(7,575)	(2,848)		

上表上段を見ると、不正会計の項目ごとのヨコ計がゼロとなっているもの（①②⑥⑦）は、遅くとも 2019 年 3 月期までにすでに不正会計の影響が全て解消されていたことが分かる。上述したように、これらは単なる期ズレの問題であった。前号で指摘したように、JDI の不正会計は、2019 年 3 月期までに修正処理等して通期での影響額が相殺されたものと 2019 年 3 月期（正確には 2020 年 3 月期第 3 四半期まで）までに修正処理されていないと考えられる 2 つに分類できる。前者は修正済みで問題ないとして、後者（合計額 10,261 百万円）について今後どのように取扱われるのか（あるいは既に訂正有価証券報告書では遡及して調整済みであるか）、JDI 報告書には十分な説明がない（104 頁にそれらしき記載があるものの不十分である。）。さらに、JDI 報告書では①から⑨の不正会計の類型及び結果的に問題なしとした 4 項目について詳細に検討しているが、事業年度ごとの分析がない（JDI 報告書 97 頁から 104 頁は別のことを述べているように思われる。）。そこで以下ではまず、粉飾額⁴が相対的に大きい 2014 年 3 月期及び 2017 年 3 月期について検討し、その後、2019 年 3 月期までに修正処理されていない個別項目について見ていくこととする。

⁴ 本稿では、不正会計により水増しされた利益の額について、一般用語に倣い「粉飾額」と呼ぶこととする。

(1) 2014 年 3 月期

2014 年 3 月期の粉飾額は 5,882 百万円であり、かかる金額の水増しにより開示された連結当期純利益は 33,918 百万円であった。すなわち 33,918 百万円中粉飾による利益の嵩上げが 17.3%（上表下段の「粉飾嵩上率」⁵⁾ あった計算になる。

同粉飾額 5,882 百万円中最大は、①仕掛品の過大計上 3,085 百万円であり、JDI 報告書によれば、SAP の在庫管理システム上で 50%と設定してあった仕掛品の加工費の進捗率を、意図的に 100%に置き換えて計算し直し、進捗率アップの追加計上額 3,085 百万円を 2014 年 3 月期の決算仕訳として手動入力したとのことである。当該処理の重大な問題点は 2 つある。一つ目は、この仕掛品の加工費の進捗率を操作するというアイデアを経理担当者が A 氏に提供し、A 氏がそれを指示・実行したという点である。在庫管理システム上で加工費進捗率を 50%と自動設定していたことを内部統制とすれば、A 氏と経理担当者はそれを乗り越えて、無効にしてしまったことになる。いわゆる、経営者の内部統制無視（Management Override）の問題である。

もう一つは会計監査上の問題である。JDI 報告書によれば、仕掛品の過大計上 3,085 百万円は一本の決算仕訳として手動入力されたとある。決算日前後の取引を詳細に検討するのは監査のイロハであり、しかも、手動入力で相手科目の売上原価を取消するという特異な取引、かつこの一本の仕訳で連結当期純利益の 9.1%を占めていることから、監査人が気が付かないことの方がおかしい。JDI 報告書（40 頁）によれば、「経理担当者は、本件会計監査人から仕掛品残高明細に計上されていた架空品番の在庫の内容について質問を受けた際、架空品番について後工程に流れると正規品番に変わる旨の虚偽回答をした」とのことである。改ざんされた仕掛品残高明細をいくら眺めても不正を発見できないのは当然であろう。それより、決算期末において手動入力で 3,085 百万円もの修正仕訳が計上された異常性に気が付かなかったか。会計監査人としての資質が問われる問題といえよう。本稿執筆現在（2020 年 6 月）、JDI 問題に関し、あずさ監査法人の監査の失敗及びその責任に言及する報道は見聞しないが、次号以下で述べる問題も含め、問題は深刻といわざるを得ない。

2014 年 3 月期のその他の不正会計のうち、④費用取消し 1,319 百万円は、費用・損失の先送り 1,245 百万円といわゆる少額固定資産の資産（建設仮勘定）計上 74 百万円の合計である。前者は、本来当年度の費用に計上すべきものを意図的に翌期に繰延べたもの 6 項目（うち、最大のものが有償支給原材料費未計上 671 百万円）の合計で、いずれも経理担当

⁵⁾ 筆者の造語である、

者による手動入力での取消仕訳として計上されている。したがって、上記の仕掛品の過大計上 3,085 百万円に比べれば金額的インパクトは小さいものの、決算期末における手動入力という特異性から、その不正の端緒を監査人が把握するのは不可能ではない。

さらに、2014 年 3 月期には、⑦海外損失引当未計上 1,090 百万円があるが、これは、A 氏に指示により一旦計上した海外 EMS 及び海外製造子会社における JDI 帰責の損失に関する仕損費を取消したものである。かかる取消仕訳も手動入力で計上されているため、上記で指摘した仕掛品の過大計上同様、一本の仕訳で多額の損益が変動することになり、否が応にも目立つ取引であることは間違いない。先の仕掛品の過大計上 3,085 百万円と合計すると、2014 年 3 月期の粉飾後連結当期純利益 33,918 百万円のうち、実に 12.3%が 2 本の仕訳で嵩上げされたものということになる。監査実務上、適正意見に影響を及ぼさない除外事項の重要性の基準を当期純利益の 5%⁶と仮定すれば、たった 2 本の仕訳で（もちろん①仕掛品の過大計上だけでも）優にこの基準を超えてしまっていることが分かる。

したがって、JDI 報告書の記載内容から、JDI の 2014 年 3 月期の不正会計による除外事項は、連結当期純利益の 17.3%（前号記事参照）となり、あずさ監査法人による「無限定適正」という監査意見はあり得ないことになる。ましてや係る不正会計による除外事項は、本稿で述べているとおり、その発見が比較的容易な事項ばかりだからである。仮に分かっていて見逃したとなると、あずさ監査法人の責任は重大である。

ところが、最近の新聞報道（4 月 16 日付日経電子版）によれば、JDI は同日、訂正した 2014 年 3 月期の有価証券報告書についてあずさ監査法人から監査意見を表明しない旨の報告書を受け取ったと発表したとのことである。あずさ監査法人は意見不表明の根拠として「『13 年 4 月に吸収合併した親会社などの会計帳簿及び勘定科目残高明細などについて網羅的に保存されていない』と指摘し、当時の会計処理担当者は『既に退職しているため、その内容について確認できない』とした」とのことである。この期に及んで何をかいわんや、である。

なお、上記で指摘した 2014 年 3 月期の不正会計項目は、少額固定資産 74 百万円を除き、いずれも翌 2015 年 3 月期の第 1 四半期中に貸借逆仕訳を計上することで修正されている。

⁶ 除外事項の 5%基準は公式のものではなく、各監査法人がファーム・ポリシーとして独自に設定しているものであり、それを公表することはないが、筆者の経験上、5%に設定している例が多いと思われる。要は上場会社が開示する利益情報について 95%の確率で監査人が保証するという考え方で、仮に 5%未満の数字がデタラメであっても、投資家の意思決定には影響を及ぼさないという共通認識が背景にある。

その影響もあって、2015 年 3 月期の不正会計の影響は当期純損失の金額をさらに引き下げる事となった（よって、上記の表の中で示した粉飾嵩上率については、2015 年 3 月期は計算していない。2018 年 3 月期及び 2019 年 3 月期も同様。）。翌 2016 年 3 月期の不正会計 5,429 百万円は、基本的に 2014 年 3 月期の繰返しで、最大の粉飾額となったのは①仕掛品の過大計上 4,481 百万円であった。これは現場の進捗率の実情とは無関係に、加工費の進捗率を 100%として追加架空計上されたものである。

(2) 2017 年 3 月期

a) 仕掛品の過大計上 (5,532 百万円－上表①)

下表を見る限り、2017 年 3 月期には最も活発に不正会計が実行され、粉飾額 9,140 百万円も過去の事業年度中最大である。そのうち最大のものは①仕掛品の過大計上 5,532 百万円である。これは 2014 年 3 月期及び 2016 年 3 月期に続き、同様の仕掛品の過大計上であるが、注目すべきはその計上時期である。すなわち、2016 年 3 月期の計上額 4,481 百万円の戻入処理（貸借逆仕訳）と同時、すなわち 2017 年 3 月期の第 1 四半期末に仕掛品過大 10,013 百万円が計上されている（事業年度通期の影響は両者の相殺額となる）。2017 年 3 月期の第 1 四半期末（2016 年 6 月末）の訂正前仕掛品残高が 57,888 百万円で、同じく訂正後の残高が 47,972 百万円なので、差額 9,916 百万円（訂正前残高の 17.1%）が架空の仕掛品だったことになる。なお、仕掛品過大計上の粉飾額は、翌 2018 年 3 月期の 12 か月間と 2019 年 3 月期の 4 か月間（実際には 2018 年 6 月から同 9 月）に分け、月額約 200 万円から多い月で約 1900 万円の幅で戻入処理され 2018 年 9 月末では解消している。

b) 買戻条件付販売 (1,503 百万円－上表⑤)

2017 年 3 月期の不正会計のうち大きなものに⑤買戻条件付販売 1,503 百万円（ただし、JDI 報告書では売上原価の記載がないため、粗利段階で損益に与える影響は不明）がある。これは JDI の中国における販売子会社において製品仕様の相違により不良在庫化したものを販売代理店の一つに買戻条件付で販売したものである。その意味で、今までの親会社 CFO 容認の下、財務統括本部 A 氏が主導した不正とは当事者が異なったものとなっている。しかしながら、実際の出荷と返品までは 4～5 か月しか間がなく（ただし、出荷時と返品時にそれぞれ代金の決済はあった）、当時 JDI の中国および香港の子会社が採用していた国際財務報告基準が定める収益認識基準を満たしていなかったことから、JDI 報告書では、金融取引として処理すべきであったと結論付けている。下表に示されているとおり、当該粉飾額（および前事業年度の 109 百万円を含め 1,650 百万円）は、未修正の粉飾額として残っている。JDI 報告書（61 頁）では、2017 年 8 月 24 日に販売代理店と合意して当該

製品全品が納入額と同額で返品（買戻し）されたとしているので、返品と同時に収受した代金が返済されたと考えるのが常識であろうが、JDI 報告書ではこの顛末について一切記載がない。

c) 製品保証費用未計上（1,000 百万円－上表⑥）

JDI は、決算期までに大口顧客との間で合意し相手から請求される可能性が高い製品不良賠償費用を見積計上していたが、2017 年 3 月期は一旦計上した 1,000 百万円を手動入力で取り消した。ただし、かかる処理について誰の主導で行われたかについて、JDI 報告書には記載がない。

d) 減損損失未計上（2,135 百万円－上表⑧）

2017 年 3 月期、JDI は、再稼働の見込みのない遊休資産について、本来は減損損失を認識すべきところ、会計監査人に再稼働の予定がある等の説明をして減損損失 2,315 百万円の計上を回避した。当該減損問題には A 氏が中心的にかかわっており、JDI 報告書（74 頁）には、A 氏が減損の回避を企図して減損判定資料の操作を行い、会計監査人に対し、事実と異なる説明をしたとの記述がある。しかしながら、この問題も上記⑤同様、その後の顛末についての記載がないので、結果的に、遡って減損処理されたかどうかとも分からない。

(3) その後の修正処理の顛末が不明な項目－建設仮勘定過大（上表⑨）

JDI は、CFO 承認、A 氏主導の下、本来費用処理すべきものを固定資産の取得価額に算入することにより利益確保をしてきた。それらのうち金額の重要なものには、2013 年 3 月期の茂原工場 J1 第 6 世代ラインの立ち上げ費用の資産化 1.039 百万円、2017 年 3 月期の石川工場 OLED パイロットラインの立ち上げ費用の資産化 834 百万円及び白山工場 D3 ラインの立ち上げ費用の資産化 932 百万円、2018 年 3 月期の茂原工場 J1OLED ラインの立ち上げ費用の資産化 862 百万円及び同一ラインの 2019 年 3 月期の 1,198 百万円がある。ただし、これらはいずれ事業の用に供された後、建設仮勘定から減価償却資産に振り替えられるもので、その耐用年数を通じて減価償却費として費用化されるものであり、粉飾額の効果としてはあまり期待できないものである。このようなものにまで手を出さざるを得なかったということは、A 氏は相当追い詰められていたと考えられるが、一方で A 氏は、5 億円にも上る横領を繰り返していたのであり、この辺の因果関係を是非解明して欲しかった。なお、2013 年 3 月期は、1.039 百万円もの粉飾額があるものの、有価証券報告書の過年度訂正は 5 年遡及とされているので、2013 年 3 月期は、5 年を超える事業年度に該当したため、過年度訂正の対象外となったものと解される。

5. まとめ

第三者委員会報告書格付け委員会の格付け評価の中に、本件について「会計不正のデパート」（齊藤委員）という表現があるように、本件は、5 年前の東芝の不正会計事件に匹敵する大掛かりな粉飾決算事件であった。その意味で、JDI 報告書が果たすべき役割は大きかったが、上述したように、格付け委員会のみならず、多くの読者の期待を裏切るものであった。その原因は、ズバリ、会計不正の検証にほとんどの頁を割いてしまい、その内容も繰り返しが多く冗長で、そのような処理に至った原因分析が不十分であった点に帰着しよう。

具体的な問題点は、格付け委員会の格付け評価に譲るとして、他に、JDI 報告書のそれでも評価できる箇所について筆者なりに考えると、「第 8 発生原因の分析」(122 頁～134 頁)については、不正のトライアングルを利用し、A 氏の動機分析についてコンパクトにまとまっていると評価することができる。時間のない読者は、146 頁に及ぶ報告書のうち、当該箇所 13 頁だけ読めば十分かも知れない。

最後に、繰り返しになるが、本件においては、会計不正を見抜けなかった会計監査人の責任は重く、それから免れることができないと考える。

以上